

白石 隆 著

『インドネシア

——国家と政治——』

リポート 1992年 309ページ

梅 澤 達 雄

I

著者は専門書として、1990年にコーネル大学出版部から『運動の時代——ジャワにおける大衆的急進主義 1912~26年——』(Takashi Shiraiishi, *An Age in Motion: Popular Radicalism in Java, 1912-1926*, イサカ, Cornell University Press, 1990年)を上梓した。同書はコーネル大学で1984年に取得した博士号の請求論文に手を加えたものであろうが、同書の書評は本誌の本年4月号にも掲載された。著者は、1987年から同大学のスタッフに転じている気鋭の歴史学者である。

この本『インドネシア——国家と政治——』は、より広範な読者を対象として、スハルト新秩序体制下の国家と政治について論じている。この本の狙いを、著者自身の言葉で述べて頂く。

新秩序体制下のインドネシア国家は「安定」と「開発」の課題達成のため目的合理的に編成された「官僚国家」であると考えたとんでもない間違いをおかすことになる。(中略)新秩序体制下のインドネシア国家には、「官僚国家」のロジックと並んで、もうひとつ別のロジックが作動している。(中略)(それは「家族主義」のイデオロギーであって——引用者)、スハルト時代の政治にはいつも課題達成のための目的合理的ロジックと「家族国家」のイデオロギーが奇妙に同居してきた。本書において試みたいことは、そうした国家が歴史的にどのようにして成立したのか、それがいまだどのような問題に直面しているのか、そしてその下でインドネシアの政治にはなにが起こっているのか、これを歴史的観点から論じることにある(9~10ページ)。

II

この本の構成は、以下のとおりである。

はじめに

I 歴史的文脈

第1章 インドネシア語・学校唱歌・制服

第2章 国民・国家「インドネシア」——その軌跡

第3章 「官僚国家」と「家族国家」

II 新秩序体制のたそがれ

第4章 地殻変動

第5章 戦士・兵士・官僚

第6章 「権力なきブルジョワジー」

第7章 イスラムと政治

第8章 中部ジャワの村から

第9章 2001年の未来をめざして

結語に代えて

第I部の全章と、第II部の第6章、第7章および第8章は、1986年と87年にすでに発表した旧稿に大幅な加筆訂正を行なっている。さらに、新秩序体制下の国家と政治を論ずるために第4章、第5章と第9章を付け加えることで、より目配りが行き届き、より均衡のとれた構成となった。したがってこの本は、行論が着実で、しかもとても読みやすいので広範な読者層を期待できるし、本書の帯にも謳われたとおり、「今この国の理解にどうしても必要な問題を、コンパクトにまとめて論じた……」良書となった。

それでは、以下に本書の概要を紹介しよう。「はじめに」で著者は、新秩序体制はいまだそがれの時代にあると言う。それはスハルトが高齢を迎えつつあるためばかりでなく、新秩序体制下の経済的社会的な大変動が、国家と政治にさまざまな変動を促しているからである。そして、新秩序体制に通底する基本的なロジックを次のように捉えた。

スハルト新秩序体制は「安定」と「開発」を課題とし、この課題達成の実績によってみずからを正統化する体制である。つまり、もう少し具体的に言えば、まず国軍と、国軍軍人の出向によって背骨を入れられた内務省機構が基軸となって、国民統治・監視の機構を作り上げる。隣組、警防団、青年団、

婦人会が組織され、公務員はゴルカル（機能グループ）参加、大政の翼賛を義務付けられる。政党は骨抜きにされ、労働者、農民、行商人、学生などの社会勢力は「非政治化」されて政治過程から排除される。こうして達成された政治的「安定」の下で、テクノクラットが工業化、農業振興を二本立てとする「合理的」開発政策を立案・実施する。世界銀行、日本などの援助、国内・国外からの民間投資、石油・ガス収入をもとにした政府資金の投入によって経済が拡大し、工業化が進展し、米の自給が達成され、雇用が創出される。そしてこれがさらなる政治的「安定」に寄与し、新秩序体制に対する国民の正統性信仰を培養する（8ページ）。

しかし、著者は、このロジックだけに注目して、新秩序体制を「安定」と「開発」の課題達成のため目的合理的に編成された「官僚国家」であると考えたと誤ちであると続ける。新秩序体制下の国家には、「官僚国家」の論理と並んで、「家族主義」のイデオロギーが常に同時並行的に作動しているからである。「家族主義」のイデオロギーは、それぞれの国家機関が個別にさまざまな形で行なっている裏給与、裏資金調達慣行を、相互扶助の名のもとに正統化し、容認している。そして国家は、そのような相互扶助組織としての「大家族」、あるいは「大家族」の集合体としてイメージされているからである。著者はこのように「はじめに」において、スハルト新秩序体制についての基本的な認識と、本書の主題を予め提示して、冒頭に引用した本書の狙いを述べたのである。

第1部の「歴史的文脈」では、新秩序体制が1966年に成立し、80年代はじめにかけてどのように形成されたのか、その歴史的背景を踏まえて考察する。導入部の第1章では、スハルト体制は1984年頃がその絶頂期であったと、著者が当時滞在していた中部ジャワでの経験を交えて回想する。標題とした三題漸に通ずる統一性に、共同性と官の二重の象徴を見出し、統一性に実現された共同性に正統性の根拠を持った官が優位する「官僚国家」の成立を述べた。

第2章では、国民国家インドネシアの独立は、オランダ東インド「国家」と、ナショナリズムによるインドネシア「国民」を両親として、日本の占領と独立闘

争を介して達成されたとされる。しかし、新生国家は国家としてまだ脆弱で、選択すべき政治体制については、議会民主主義期と指導民主主義期の2つの移行期を挟んで、新秩序体制の成立まで持ち越された。スカルノの指導民主主義期には、国家機構の再建が緒につき、国軍の政治的役割が飛躍的に拡大して新秩序体制導入の露払いがなされた。

第3章では、新秩序体制の成立と1980年代はじめにかけての形成過程を分析する。共産党を徹底弾圧し、スカルノとの権力闘争にも勝って1966年3月に成立した新秩序体制は、パンチャシラ（建国5原則）と1945年憲法を基本原則として体制選択論議に一応の終止符を打ち、政治的「安定」と「開発」を国策の基本に据えた。

スハルトにとっては国軍掌握が政権維持の要諦であったが、人事異動と1969年の国軍機構改革によってそれを確実たらしめた。行政機構については、共産党・スカルノ派官僚の粛清後、中央省庁の要職に軍人を送り込み、経済官庁にはテクノクラットを登用して中央集権的統制を確立した。しかし、公務員の給与は低水準に抑えて公務員数の増加を図った。公務員給与の補填は一部、各国家機関個別の組織的な裏金作りによる裏給与で賄われた。裏給与の支給は、官僚機構に「親父」（パパ）・「子分」（アナック・プア）の人格的関係を導入した。国軍の裏金作りも同様で、財団による企業活動で多額の資金を調達した。一方、軍人、警官、地方公務員も含めて増大一途の公務員総数は、1975年の167万人から89年には366万人にも膨れ上がった。公務員は公務員組合、ゴルカルへの参加を義務づけられ、スハルト政権の安定した支持基盤となった。ひるがえって政党勢力は、強要された政党再編による内紛と資金不足から、政治的にまったく骨抜きにされてしまった。

このような国家機構の中央集権的整備と政党勢力の封じ込めの進行と軌を一にして、国家の財政的基盤も改善をみた。それは半ばは僥倖であり、半ばは政策の成功によった。外国援助が導入され、石油・ガス収入の大幅な増大があった。ことに後者の僥倖による伸びは著しく、政府は国民から徴税することなくきわめて巨額な財政資金を得て、それらを公共投資、政府助成金、その他のかたちでばらまいて国民の支持を調達で

きた。さらに政府は、1967年に外資投資法を制定するなどして外資の誘致にも成功し、インドネシアの工業化は大いに進展した。

このようにして新秩序体制下では1980年代はじめまでに、顕教として「官」が優位し、開発実績と選挙によって形式的な正統化を図る「官僚国家」が形成されたが、同時にその運用面では、密教として「家族国家」の精神があらゆる局面に浸透し、作動した。

第II部の「新秩序体制のたそがれ」では、1980年代に進行した経済的・社会的大変動を確認し、それが漸次インドネシアの国家と政治に及ぼしつつある影響を、「官僚国家」の論理と「家族主義」の精神の矛盾、破綻として捉えている。第4章では、まず1980年代半ば頃からのスハルトの政治指導スタイルの変化に目をとめて、スハルトが従来の官僚国家の論理にしたがう「国家第一の公僕」としてではなく、「家族主義」の精神にしたがう「親父」の立場から発言しだしたことでもたらされた公私のきしみを指摘した。次いで、石油ブームの終焉による経済的変化と、教育の拡大、世代交代の進展による社会的変化のそれぞれについて確認した。著者がエリートの世代交代に関連して、国軍新世代の将校と革命世代エリートの子供たちである実業家との間の潜在的な階級対立の存在を指摘し、革命世代エリートの子供たちの「生き残り」戦略に言及していることが興味深い。いずれにしても世代交代の進展が民間企業の成長と一緒にあってインドネシア政治の構造に重要な変化をもたらしつつあることだけは確実であろうと結んでいる。

第5章では、国軍は国民と一体であるという風化しつつある独立闘争中の国軍の伝統から説き起こして、国軍は国防治安機能に加えて政治社会的機能も担うという、新秩序体制のもとで制度化された「二重機能」原則への変遷を跡づけた。そしてスハルトが人事異動と機構改革によって国軍を掌握した経過を述べてから、1980年代に入ってムルダニ国軍司令官のもとで進められた国軍機構の効率的再編成の内容を紹介し、スハルトの国軍掌握ははまだ安泰であるとした。

第6章は、インドネシアにおける「華僑問題」を論じている。そもそもインドネシア(オランダ東インド)では、19世紀以来今日まで3つのタイプの「華僑財閥」

が現われた。19世紀、強制裁培制度・徴税請負制度の行なわれた時代のアヘン請負業者、20世紀初頭、熱帯農産物を基軸とした時代の砂糖王、そして新秩序体制下において権力エリートの同盟者として現われたチュコン(政商)である。彼らには、時代を超えて「権力なきブルジョアジー」としての共通性が認められる。新秩序体制下のチュコンはやがて「華僑財閥」に成長したが、その過程では、積極的にチュコンからの脱皮を図るか否かで代表的なサリム・グループとアストラ・グループとの差違が生じた。しかし、両グループとも所詮「チナ」であり、「コングロマリット」である。したがって、彼らは彼らに対する抜き難い反発と嫉妬が続く限り「権力なきブルジョアジー」にとどめられ、これからも「華僑問題」は「問題」として残りそうである。

第7章では、インドネシア各地への歴史的なイスラム浸透の偏差を説明し、その歴史的経緯を辿ってから、新秩序体制下のイスラムと政治について次のように述べた。1945年憲法とパンチャシラの堅持を表明する新秩序体制下にあつては、政治勢力としてのイスラムは漸次削減された。しかし最近では、普通教育の拡充にもなって宗教としてのイスラムに対する関心が深まり、エリート層にも浸透して新しいタイプのイスラム知識人も生まれた。著者はこの視点から、1990年末のイスラム知識人協会の発足に注目した。

第8章では、著者が1979年に行なった中部ジャワの農村調査にもとづいて、かつては共産党の支配下にあった村が、今どのようにしてゴルカルの安定した支配下に置かれているのかを究明した。一般的に、旧政治勢力が抹殺された村では、ゴルカルが村役人、公務員に依存しながら、職田の支配、村財政田の運営、水の管理等を通じて村の政治を支配していると言えそうである。

第9章では、1970年代以来、ハビビ研究技術担当国務大臣が指導する国家研究技術開発部門、戦略産業部門の急速な発展と、技術テクノクラットの台頭を指摘した。

「結語に代えて」では、これまで述べた論旨を要約し、新秩序体制の今後についてはおそらく1990年代半ばにも、大きな転換点を迎えると考えてまずまちがい

ないとみている。しかしその変動では、必ずしも激変の可能性を否定しないものの、体制の安定性を確保しつつ混乱なき政権交替が志向されている。「そのためにはスハルトがこれから先あまり長期にわたって政権を担当するのは望ましくないという合意ができつつあると言ってもよい」(303ページ)。

III

以上に紹介した著者のスハルト体制下の国家と政治の捉え方については、評者も基本的には異議はない。実は最近、評者もスハルト体制について拙稿を書き、権威主義的な新秩序体制は、逆説的に言えば課題とする「開発」に成功することによって、さらなる社会的公正の実現を求められ、いずれは実質的な政治参加と民主化さえも迫られることになるのではあるまいかと考えている。体制の課題達成による体制の消滅である。詳しくはいずれ発表される拙稿で確かめて頂くとして、以下には本書の叙述に若干の疑義を呈し、感想を述べて書評に代えさせて頂くことにする。

まずはじめに、著者が第2章で国民国家インドネシアの成立を歴史的な文脈にそって説明し、政治体制選択の問題については1966年のスハルト新秩序体制の成立まで持ち越されることになったと述べて、議会民主主義時代と指導民主主義時代を新秩序体制への移行期と看做した見方である。しかし単なる移行期と捉えられた議会民主制と指導民主制は、やはりそれぞれの時点で選択された独自の政治体制として考察の対象に値するのではなかろうか。評者はインドネシアの政治体系にあっては、新秩序体制も選択された1つの歴史的政治体制であって、その権威主義的性格に過渡的体制としての不安定性をみている。

続けて第3章で著者は、「安定」と「開発」を課題とする新秩序体制に、本書で主題としたかつこ付「官僚国家」の形成と「家族主義」の精神の浸透をみたのであるが、「開発」に引きつけて選んだ「官僚国家」の記述には、「安定」に関連した権威主義的抑圧の反面も過不足なく書き込まれているので問題はない。ただし、「官僚国家」に対置して「家族主義」の精神を選

んだことによって、構造化された汚職と遍在するパトロン・クライアント関係は強調できても、1945年憲法にも保障されている自由主義的な諸々の政治的自由権について、日常的にも行なわれているさまざまな形での侵害、監視態勢の厳しき、より広く言えば体制の統制一般にもとづいて蓄積された国民レベルにおける不満の数々などの記述に若干迫力を欠くうみはなかったか。

新秩序体制の変容を論じた第II部では、論文ではなく一般向けの本書の気安さからか、著者が新秩序体制の今後にまで踏み込んで見通しを述べている箇所は、特に興味深く読ませて頂いた。第II部で少々気になった次のような見解を挙げておこう。第5章ではスハルトの国軍掌握に関連して、新世代将校も含めて現状でもスハルトの完全掌握下にあるとする認識であり、第6章では新秩序体制下に出現した華人系財閥について、その歴史的な性格に「インドネシア化」の進行を認めつつも、なお「権力なきブルジョワジー」としての歴史的な継続性と反華国民感情の存在を指摘して、今後ともその経済力を政治力に転化することはありえないと断定していることである。はたしてスハルトは新世代将校とも良好な関係を維持し続けられ、華人系財閥の政治的進出の可能性は今後とも閉ざされたままなのであろうか。第7章で著者は、政治勢力としてのイスラムに対する新秩序体制の削減政策を述べているが、教義上政教分離が許されないイスラムに対して、新秩序体制の分離した対策に矛盾はないのであろうか。さらに第8章で指摘された村レベルにおける既存の利益表出機構の崩壊は、貧者の利益表出という観点からみれば村政にとどまらず国政レベルで配慮さるべき大問題であろうし、第9章で論じた技術開発、戦略産業部門の育成には、華人系企業に対抗する民族企業育成の視点も視野に収められているのではなかろうかという疑問も抱いた。

しかし、いずれにせよ上述した若干の指摘は、本書の論旨に対して基本的な疑問を投げかけているわけではなく、読みやすく、かつ内容が充実している本書の価値をいささかも減ずるものではない。

(アジア経済研究所地域研究部)